

**北九州市農業委員会**  
**第15回東部部会会議（令和6年度10月部会会議）議事録**

**1 日 時** 令和6年10月10日（木）午前10時00分～10時10分

**2 場 所** 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

**3 出席委員及び欠席委員**

・出席委員 30名

農業委員 11名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	清 水 正 人
澤 水 理 佳	稲 光 進	八木田 経二	

農地利用最適化推進委員 19名

矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正	松 根 豊 春
吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則	村 田 堯
平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生	古 田 仁 重
瀬 戸 克 哉	木 村 博 美	大 下 治 三	黒 崎 隆 博
河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二	

・欠席委員 1名

増 田 強

**4 事務局出席者**

藤 石 事務局長 池 永 次長 田 上 係長 飛 松 主査

**5 議 事**

**(1) 農地関係**

**【報 告】**

報告第79号	使用貸借権の解約について	1件
報告第80号	農地法第3条の3の規定による届出について	11件
報告第81号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第82号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	8件

**【議 案】**

議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第42号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	16件

**6 傍聴人** なし

部会長

ただ今より、令和6年度 第15回東部部会会議を開会します。

会議の効率的な運営の観点から、報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略します。議案書は事前に皆さまに送付され、ご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。

議案書の10ページをお開きください。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項、小倉南区大字横代地区担当の清水委員、報告をお願いします。

清水委員

議案第40号第1項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字横代の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

譲渡人は実家である譲受人のところから嫁いだ方です。申請地を相続したが、管理が出来ないので、実家に居る甥に返すということです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第40号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。議案第41号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。位置図は12ページからです。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

議案第41号第1項について、第1東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。建設業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。

以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第41号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。議案第42号、「農業経営基盤

強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」は、利用権の設定による農地の貸し借りです。

何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第42号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、4番中谷委員と5番柳野委員です。

そのほかで何かありませんか。ほかになければ、これで令和6年度第15回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。